

なるほど  
法律 NAVI

連載企画

# 交通事故に関する損害賠償請求について

## 第6弾 『後遺障害が残った場合』

■症状固定(これ以上治療を続けても、良くも悪くもならない状態)と診断された後も、何らかの痛み、しびれ、変形などがあった場合、主治医に後遺障害診断書を書いてもらい、自賠責の保険会社を通じて後遺障害の認定を受けることになります。後遺障害は、その程度に応じて、1級から14級までの等級に分けられています。

今回は後遺障害のなかで、もっとも症例が多いむち打ちについて説明します。

■一般的にはむち打ち症という呼び名がなじみ深いと思いますが、傷病名としては総称で外傷性頸部症候群(TCS)と呼ばれます。外傷性頸部症候群における後遺障害認定で重要なのは、自覚症状(患者自身が訴えている症状)と他覚的所見(自覚症状の原因を確認できるレントゲン、MRI等の所見)です。画像で確認できない場合には、画像以外の診察結果や検査結果から自覚症状を推認できるかどうか問題になります。

後遺障害等級は、画像から自覚症状の原因が確認できる場合は12級、画像からは確認できないが自覚症状を推認できる場合は14級、いずれでもない場合は非該当と

いう認定結果になることが多いです。

■通院中に重要なのは、きちんと通院を続け、薬を処方してもらい、自分の症状を医師に訴えておくことです。また、後遺障害診断書を作成してもらうときには、自覚症状をできる限り細かく丁寧に記載してもらえようお願いしてください。

医師は医療の専門家ですが、適切な後遺障害認定がなされるためには後遺障害診断書にどのような記載をすべきなのかという観点から医療行為を行っているわけではありません。まじめに通院し、日頃から自分の症状をきちんと伝え、それを詳細まで記述してもらうことが大切です。

■次回は、最近注目されている脳脊髄液減少症について解説します。



弁護士法人あすか  
弁護士 上相裕章

事前にお電話でご予約ください。

ASUKA  
Law Firm

弁護士  
法人 あすか

☎(082)493-7100 <http://asuka88.jp/>

〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階

【主な取扱業務】債務整理・一般民事・相続・交通事故・企業法務・経営再建等

【所属弁護士】福田浩・今田健太郎・上相裕章・谷脇裕子